



●区画整理担当 kukaku@city.ishikari.hokkaido.jp  
●税務課 zeimu@city.ishikari.hokkaido.jp

## あなたのお宅の地震対策は万全ですか？

【もしもの地震に備えて準備しておきたいこと】

- ・非常持出袋は用意していますか？（食料や水は3日分、冬期間は防寒衣の準備も忘れずに用意しましょう）
- ・寝室にあるたんす等の大きな家具に転倒防止策を講じていますか？（市内のホームセンターなどで販売しています）
- ・家族全員が地震発生時の避難場所を知っていますか？（屋内避難所は近くの小・中学校、高校、公共施設などです）
- ・地震発生時、割れたガラスによる足のけがを防ぐために、寝室等にスリッパなどを置いていますか？

### 【地震発生時の注意】

地震発生時は、まず頭部を保護してください。揺れが収まっ



たら、火の元と脱出口の確認をしましょう。

避難するときの持ち物は必要最低限とします。また、家から離れる場合は電気火災を防ぐために、必ずブレーカーを落とすことから避難しましょう。

問合せ 石狩消防署予防課  
☎74・7165

## そのほか

### 開発行為許可等の権限が石狩市に移ります

これまで北海道知事に申請していた、都市計画法に基づく開発行為の許可手続きなどは、4月1日から石狩市長に対して行うこととなります（一部を除く）。これと同時に開発登録簿の閲覧や写しの交付についても、市で行えるようになります。

また、市が許可する開発行為の申請などに対する手数料は、市が発行する納付書により、条例で定められた金額を指定金融機関等でお支払いいただくこととなります。

ご不明な点や詳細は担当までお問い合わせください。  
問合せ 区画整理担当  
☎72・3143

## 固定資産の縦覧・閲覧

平成17年度の固定資産の縦覧・閲覧が4月1日から始まります。

固定資産の縦覧とは、市内に固定資産をお持ちの方が、自分の資産と市内の他の固定資産との比較を行うことができます。具体的には、石狩市内に土地を持つている方は、土地価格等縦覧帳簿を見ることができ、同様に家屋を持つている方は家屋価格等縦覧帳簿を見ることができ、また、ご自身でお持ちの固定資産につきましても、無料（縦覧期間内に限り）で閲覧できます。

	土地価格等縦覧帳簿	家屋価格等縦覧帳簿
記載事項	所在、地番、地目、地積、価格	所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格
対象	当該市町村内に所在する土地に対して課する固定資産税の納税者	当該市町村内に所在する家屋に対して課する固定資産税の納税者

なお、縦覧・閲覧にお越しの際は納税者本人を確認できるもの（石狩市民証・運転免許証・

## 市民文化祭アンケート調査から

対象者数:82人  
回答者数:40人

16年度の文化祭は、「手づくり文化祭」という目標のもと、10グループに分かれて、代表者会議や準備・舞台演出・展示のレイアウトなど、すべて参加者自身の手づくりで行いました。この初の試みに、参加者自身はどう感じたのか、アンケートを実施しました。

### 文化祭を通して寄せられた意見・感想(一部)

- ・多くのグループで参加でき、よかった
  - ・観覧者が少ないと思います。PR方法を考えるべきでは？
  - ・会場で作品の販売や、ミニ講習会等、やってみたいのですが。
  - ・とても落ち着いてゆっくり観ることができ、好評でよかった。
  - ・企画そして準備からの参加で時間を取られ大変でした。反面、仲間同士打ち解け合えよかったですと思います。参加している人たちの声も必要だと思いますが、見に来てくださった第3者の声を聞いてもよかったのではと思います。
- ※全容をお知りになりたい方は、お問い合わせください。

### みなさんのご意見をお聞かせください

今回の文化祭を見に行った方、「文化祭なんて知らなかった」という方も、文化祭へのご意見・ご要望をお聞かせください。  
石狩市民文化祭実行委員会事務局(市教委社会教育課内)  
☎72-3173 ☎75-2276 ✉manabee@city.ishikari.hokkaido.jp

#### ●グループ分けをすることについて…

賛成 34	反対 2	その他 5
-------	------	-------

#### ●グループの組み合わせは…

よかった 28	悪かった 5	その他 5
---------	--------	-------

#### ●代表者会議のやり方について…

わかりやすかった 4	わかりにくかった 26
------------	-------------

#### ●準備に参加しましたか？

参加した 19	参加しなかった 18
---------	------------

#### ●撤去(シート敷きやパネル設置等)に参加しましたか？

参加した 24	参加しなかった 11
---------	------------

## そのほか



## 市民の声を活かす条例 審議会のうごき

市では、さまざまな分野の重要な政策について市民の方々のご意見を聴くため「審議会」を置いています。このうごきを見ると、市政の流れがわかります。ほとんどの審議会は公開されていますので、ぜひ一度傍聴においでください。

公開される審議会の開催予定は、石狩市掲示板「あい・ボード」・市役所情報公開コーナー・石狩市ホームページ・北海道新聞地方版などで、その都度お知らせしています。また、審議会の議事録は、市役所1階情報公開コーナーで閲覧できます。

### ●1月の審議会開催状況

開催日	審議会名称(担当課)	主な議題	公開区分	傍聴者数
20	第1回地域療育推進協議会(こども発達支援センター)	①地域療育推進協議会専門部会活動報告について②こども発達支援センターの状況について	公開	0
25	第5回環境審議会(環境課)	「石狩市環境白書04」(案)について	公開	1
27	第3回情報公開・個人情報保護審査会(情報管理課)	①「子どもの健全育成サポートシステム」による児童生徒に関する個人情報情報の警察署からの収集及び警察署への提供について(諮問)②「石狩市集合住宅におけるごみステーション設置に関する要綱」制定に係る意見集約を図るための個人情報情報の目的外利用について(諮問)	公開	1
	石狩地区介護認定審査会(介護保険課)	要介護認定の審査、判定(1月中6回開催)	非公開	—

企画画調整課 ☎72-3161  
✉kikaku@city.ishikari.hokkaido.jp

## BCGの早期接種を！

ツベルクリン反応検査とBCG接種が変わります。

結核予防法の改正により4月からツベルクリンが廃止され、BCGの直接接種となります。接種年齢は、生後6カ月未満となります。石狩市では現在も、BCG接種の早期接種を勧めています。「接種年齢を生後6カ月未満」とするのは、結核感染前にBCGワクチンを接種することで、乳幼児期の重症結核を予防するためです。

3月までの対象年齢は、3カ月から4歳の誕生日の前日までです。また、BCG接種を受けていないお子さんは、3月までに受けてください。4月以降、対象年齢以外になると有料になります。

実施会場	日	程	受付時間
りんくる (石狩市総合保健福祉センター)	ツベルクリン 反応検査	BCG接種	12:30~ 13:00
	3月15日(火)	3月17日(木)	

※平成17年3月までは、BCG接種の前にツベルクリン反応検査を行うため2日制となっています。

※上記の日程は、乳児(4・10カ月)健診との同日実施です。

健康づくり課 ☎72-6124  
✉kenkou@city.ishikari.hokkaido.jp

見直し」についてパブリックコメント

### 「就学援助見直し」の結果

平成16年11月25日から12月24日までの1カ月間、「就学援助見直し」の結果

日時 4月1日(金)～5月31日(火)  
(土日祝日除く) 8時45分～17時15分  
場所 市役所  
問合せ 税務課土地担当 ☎72・31220  
税務課家屋担当 ☎72・61220

石狩郵便局において実施中の、

### 札幌法務局からのお知らせ

問合せ 学校教育課  
☎72・3171

ページで公開しています。

校教育課窓口・石狩市ホームページで公開しています。

役所1階情報公開コーナー・学校教育課窓口・石狩市ホームページで公開しています。

続きの結果などについては、石狩市掲示板「あい・ボード」や市役所1階情報公開コーナー・学校教育課窓口・石狩市ホームページで公開しています。

なお、パブリックコメント手続きの結果などについては、石狩市掲示板「あい・ボード」や市役所1階情報公開コーナー・学校教育課窓口・石狩市ホームページで公開しています。

見直し」の結果、市の原案どおり検討の結果、市の原案どおり平成17年4月から実施することとします。

メント手続きを実施したところ、意見提出者6人から9件の意見が寄せられました。貴重なご意見ありがとうございます。

調査官室

札幌法務局民事行政部民事行政

### 【終了に関する問合せ】

☎011・700・3311

西7丁目1・1

札幌法務局北出張所

〒001-0021 札幌市北区北31条

【石狩市内の不動産会社等の登記事項証明書請求先】

お問い合わせ 札幌法務局

☎011・709・2311

お問い合わせ 札幌法務局

☎011・709・2311

お問い合わせ 札幌法務局

☎011・709・2311

お問い合わせ 札幌法務局

☎011・709・2311

### 不動産登記法が変わります

☎011・709・2311(内線2153・2154)

法と書面を登記所に提出する方がどちらかを選ぶことができます。また、

申請方法について、インターネットを用いたオンラインによる方法と書面を登記所に提出する方がどちらかを選ぶことができます。また、

主な改正点は、不動産登記の申請方法について、インターネットを用いたオンラインによる方法と書面を登記所に提出する方がどちらかを選ぶことができます。また、

申請方法について、インターネットを用いたオンラインによる方法と書面を登記所に提出する方がどちらかを選ぶことができます。また、

申請方法について、インターネットを用いたオンラインによる方法と書面を登記所に提出する方がどちらかを選ぶことができます。また、

申請方法について、インターネットを用いたオンラインによる方法と書面を登記所に提出する方がどちらかを選ぶことができます。また、

申請方法について、インターネットを用いたオンラインによる方法と書面を登記所に提出する方がどちらかを選ぶことができます。また、

申請方法について、インターネットを用いたオンラインによる方法と書面を登記所に提出する方がどちらかを選ぶことができます。また、

申請方法について、インターネットを用いたオンラインによる方法と書面を登記所に提出する方がどちらかを選ぶことができます。また、

申請方法について、インターネットを用いたオンラインによる方法と書面を登記所に提出する方がどちらかを選ぶことができます。また、

申請方法について、インターネットを用いたオンラインによる方法と書面を登記所に提出する方がどちらかを選ぶことができます。また、

申請方法について、インターネットを用いたオンラインによる方法と書面を登記所に提出する方がどちらかを選ぶことができます。また、

申請方法について、インターネットを用いたオンラインによる方法と書面を登記所に提出する方がどちらかを選ぶことができます。また、

申請方法について、インターネットを用いたオンラインによる方法と書面を登記所に提出する方がどちらかを選ぶことができます。また、

申請方法について、インターネットを用いたオンラインによる方法と書面を登記所に提出する方がどちらかを選ぶことができます。また、

申請方法について、インターネットを用いたオンラインによる方法と書面を登記所に提出する方がどちらかを選ぶことができます。また、

申請方法について、インターネットを用いたオンラインによる方法と書面を登記所に提出する方がどちらかを選ぶことができます。また、



お問い合わせ 札幌法務局

☎011・709・2311

お問い合わせ 札幌法務局

☎011・709・2311

お問い合わせ 札幌法務局

☎011・709・2311

お問い合わせ 札幌法務局

☎011・709・2311

お問い合わせ 札幌法務局

☎011・709・2311

お問い合わせ 札幌法務局